

平成30年医師・歯科医師・薬剤師の届出についてのお知らせ

医師・歯科医師・薬剤師の方は、医師法(昭和23年法律第201号)第6条3項、歯科医師法(昭和23年法律第202号)第6条3項及び薬剤師法(昭和35年法律第146号)第9条により、2年ごとの年の12月31日現在の氏名、住所、従業地などの状況について、保健所を経由して、厚生労働大臣へ届出することとなっております。

本年度は、その届出年となっておりますので、下記のとおり提出くださいますよう、御協力の程よろしくお願ひします。

記

1 届出が必要な方

我が国に住所があり、我が国の医籍若しくは歯科医籍に登録している全ての医師及び歯科医師、並びに薬剤師名簿に登録している全ての薬剤師の方が対象となります。

2 調査の期日

平成30年12月31日現在

3 届出票の配布及び提出方法

(1) 現在、病院・一般診療所・歯科診療所・介護老人保健施設・介護医療院・大学・薬局等(以下、「病院等」という。)に勤務されている方。

ア 配布方法

保健所から勤務先の病院等を通じて届出票を配布します

イ 提出方法

原則として、届出義務者の住所地を管轄する保健所への提出としますが、希望により、勤務先の病院毎に取りまとめの上、当該施設を管轄する保健所へ提出していただいても差し支えありません。

(2) 本県にお住まいで、現在、病院等に勤務されていない方

ア 配布方法

住所地を管轄する保健所へお問い合わせください。また、各届出票は厚生労働省のホームページからダウンロードすることも出来ます。

イ 提出方法

住所地を管轄する保健所へ提出してください。

※【八戸市に住所がある方の届出先について】

平成28年度までの届出先は、県の出先機関である八戸保健所(現:三戸地方保健所)となっておりますが、平成30年度からは、八戸市保健所となりますので、御留意ください。

4 調査票の提出期限

平成31年1月15日(火)

5 その他

この届出を行うことで、厚生労働省のホームページで検索が可能となります。

(医師、歯科医師の方)「医師等資格確認検索システム」https://licenseif.mhlw.go.jp/search_isei/

(薬剤師の方)「薬剤師資格確認検索システム」https://licenseif.mhlw.go.jp/search_iyaku/

[問い合わせ先]

青森県 健康福祉部 健康福祉政策課

企画政策グループ 担当 甲地 沙和子 TEL 017-734-9277